

交付運用報告書 第8期(2019年11月1日~2020年10月31日)

バンガード®・ホワイトホール・ファンズ・
 バンガード・米ドル建て新興国政府債券インデックス・ファンド
 Vanguard Whitehall Funds -
 Vanguard Emerging Markets Government Bond Index Fund

米ドル建/オープンエンド契約型外国投資信託
 米国デラウェア籍法定トラスト ETFクラス受益証券

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
 さて、バンガード・ホワイトホール・ファンズ・バンガード・米ドル建て新興国政府債券インデックス・ファンドのETFクラス受益証券(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第8期の決算を行いました。ファンドの投資目的は、新興国の政府または政府関係発行体により発行された米ドル建て債券の投資収益を測定する広範なベンチマーク・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行うことです。当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。
 今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

第8期末	
1口当たり純資産価格	78.01 米ドル
純資産総額	1,853 百万米ドル
第8期	
トータルリターン	1.65%
1口当たり分配金額	3.599 米ドル

(注1) トータルリターンは、表示通貨(米ドル)建ての純資産価格に基づき計算されております。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

ファンドの運用報告書(全体版)は受益者のご請求により交付されます。交付をご請求される方は、取次証券会社までお問い合わせください。

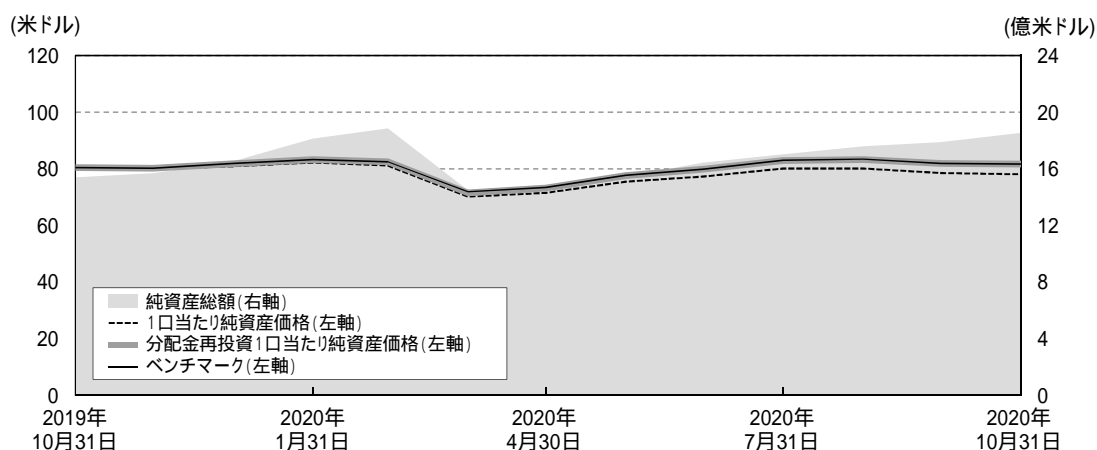
<その他記載事項>

交付運用報告書および運用報告書(全体版)はTeneo Partners 株式会社のウェブサイト(<http://www.teneopartners.co.jp/listview.html>)にて電磁的方法によりご提供しております。

トラスト：
 バンガード・ホワイトホール・ファンズ

運用経過

当期の1口当たり純資産価格等の推移について



- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第7期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。
- (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、各投資者の購入状況などにより課税条件が異なるため、分配金に対する税金を考慮しておりません。そのため、最終的な税引後の結果を示すものではありません。
- (注4) ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ米ドル建て新興市場政府債RIC基準インデックスです。
- (注5) ベンチマークは、第7期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

バンガード・米ドル建て新興国政府債券インデックス・ファンドのETFクラス受益証券(ティッカー：VWOB)は、「バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF」と称することがあります。また、本書においては、当ファンドの名称を英文アニュアルレポートに記載の英語名称で表記する場合や、ETFクラス受益証券を「ETF 受益証券」と表記する場合があります。

2019年10月31日から2020年10月31日までのファンドのパフォーマンス

	期初の価格	期末の価格	1口当たり分配金	
			インカム分配	キャピタルゲイン
ファンド	80.38 米ドル	78.01 米ドル	3.599 米ドル	0.000 米ドル

2020年10月31日に終了する期間までの年間平均トータルリターン

	1年	5年	設定(2013年 5月31日)以来	投資額 10,000 米ドル に対する最終価格
ファンド 純資産価格	1.65%	5.35%	4.30%	13,665 米ドル
ファンド 市場価格	1.61	5.39	4.38	13,741
ベンチマーク	1.61	5.45	4.38	13,745
ブルームバーグ・バークレイズ・ グローバル総合(米ドル除く)イ ンデックス	4.96	3.62	1.74	11,362

(注) ETF 受益証券について、市場価格は、ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時（通常、米国東部標準時間時午後 4 時）の呼値スプレッドの中間値によって決定されます。ファンド総資産の市場価格から負債を控除し、発行済ファンド受益証券口数で除すことにより計算される純資産価格もまた、ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時に決定されます。

1口当たり純資産価格の主な変動要因、投資環境およびポートフォリオについて

ファンドのパフォーマンス

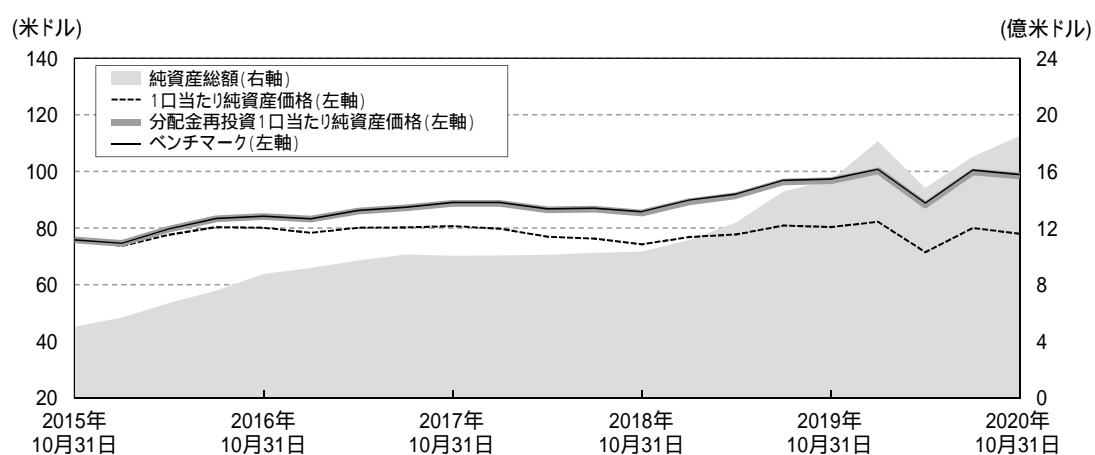
- 2020年10月31日に終了した12か月間におけるバンガード・米ドル建て新興国政府債券インデックス・ファンドのETF受益証券のリターンは+1.65%となりました。そのベンチマーク・インデックスのリターンは、+1.61%でした。
- 当会計年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行およびこれを抑制するための努力を特徴としており、これが債券市場におけるボラティリティの上昇および流動性の低下の誘因となりました。中央銀行は、経済的影響を鈍らせるために、金利を引き下げ、刺激策を制定しました。
- 新興国政府債券の利回りのプレミアムは、米国財務省証券と比べて、春には二倍以上となりましたが、10月31日までにその動きをほぼ後戻りする形となりました。平均すると、10月31日における投機的な銘柄の利回りは、投資適格銘柄を約2ポイント上回り、2020年の初めにおける約0.5%から上昇しました。
- これらの状況において、米ドル建ての新興国市場債のパフォーマンスは劇的に変動しました。一部の大手発行体の債券は堅調な一桁の12か月利益を記録しましたが、一部の小規模発行体の債券は急落しました。
- 当期末において、ファンドの30日SEC利回り（費用控除後）は、アドミラル受益証券およびETF受益証券については3.90%となり、インスティテューショナル受益証券については3.93%となりました。

* 上記の記述は、Vanguard Emerging Markets Government Bond Index Fund のクラス受益証券すべて（ファンドの ETF 受益証券を含みます。）についてのものです。

費用の明細

項目	項目の概要		注
管理費用	純資産価額の年率 0.23%	管理的性格の業務および 事業運営にかかる業務の 対価	費用の料率は、2021 年 2 月 26 日付英文目論見 書に記載された現会計 年度の見込み費用で す。 2020 年 10 月 31 日に終 了した会計年度におい て、費用料率は合計 0.25%でした。
12b-1 販売費 用	なし	該当なし	
その他の費用	0.02%	ファンドが負担したその他 の費用金額	
ファンドの年次 運営費用合計	0.25%		

最近5年間の1口当たり純資産価格等の推移について

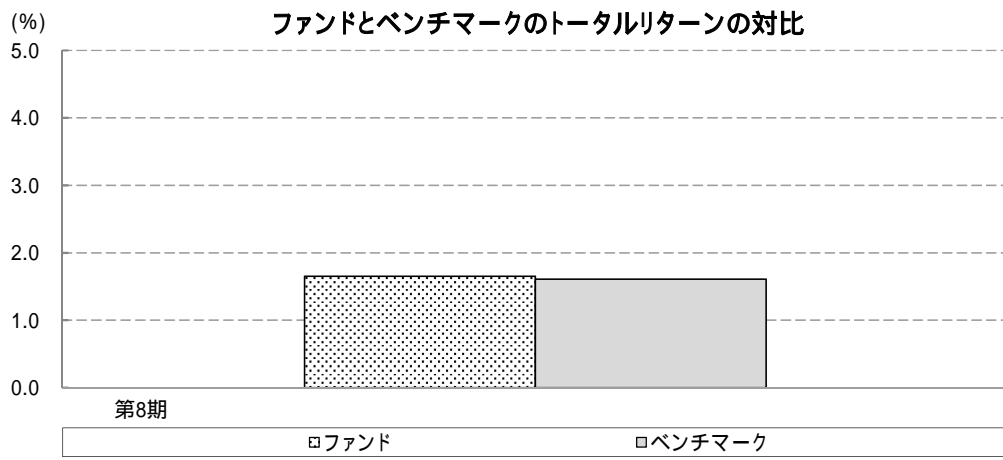


	第3期末 2015年 10月31日	第4期末 2016年 10月31日	第5期末 2017年 10月31日	第6期末 2018年 10月31日	第7期末 2019年 10月31日	第8期末 2020年 10月31日
1口当たり純資産価格(米ドル)	75.81	80.11	80.73	74.27	80.38	78.01
1口当たり分配金額(米ドル)	3.55	3.681	3.682	3.426	3.672	3.599
ファンドのトータルリターン(%)	-0.01	10.84	5.56	-3.84	13.47	1.65
ベンチマークのトータルリターン(%)	-0.08	11.05	5.74	-3.70	13.45	1.61
純資産総額(百万米ドル)	501	874	1,002	1,033	1,538	1,853

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第3期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注2) ベンチマークは、第3期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

ベンチマークとの差異について



分配金について

当期（2019年11月1日～2020年10月31日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

（金額：米ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 （対1口当たり純資産価格比率 ^{（注1）} ）	分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 ^{（注2）}
2019年11月1日	80.29	0.3256 (0.40%)	0.57
2019年12月2日	79.28	0.3037 (0.38%)	-0.71
2019年12月23日	80.63	0.3330 (0.41%)	1.68
2020年2月3日	81.98	0.3068 (0.37%)	1.66
2020年3月2日	81.22	0.2875 (0.35%)	-0.47
2020年4月1日	69.06	0.3585 (0.52%)	-11.80
2020年5月1日	71.30	0.2544 (0.36%)	2.49
2020年6月1日	75.42	0.3023 (0.40%)	4.42
2020年7月1日	77.34	0.2473 (0.32%)	2.17
2020年8月3日	79.88	0.2776 (0.35%)	2.82
2020年9月1日	80.21	0.2711 (0.34%)	0.60
2020年10月1日	78.38	0.3309 (0.42%)	-1.50

（注1）「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率（\%）} = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

（注2）「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落日における 1 口当たり純資産価格 + 当該分配落日における 1 口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における 1 口当たり純資産価格
以下同じです。

(注3) 2019年11月1日の直前の分配落日(2019年10月1日)における1口当たり純資産価格は、80.05米ドルでした。

今後の運用方針

ファンドは、新興国の政府または政府関係発行体により発行された米ドル建て債券の投資収益を測定する広範なベンチマーク・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。今後も投資方針に従い、引き続き運用を行います。

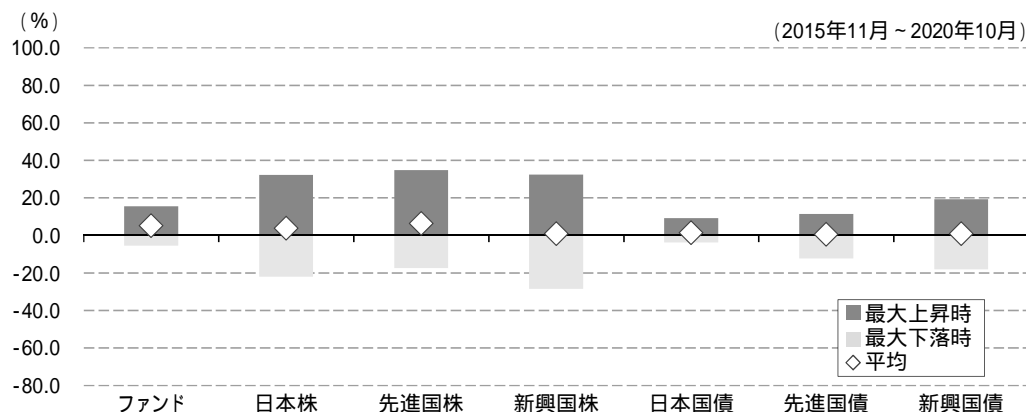
ファンドの概要

ファンド形態	米ドル建 / オープンエンド契約型外国投資信託 米国デラウェア籍法定トラスト
信託期間	無期限
運用方針	ファンドは、新興国の政府または政府関係発行体により発行された米ドル建て債券の投資収益を測定する広範なベンチマーク・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行います。
主要投資対象	下記「運用方法」をご参照ください。
運用方法	<p>ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ米ドル建て新興市場政府債 RIC 基準インデックス (Bloomberg Barclays USD Emerging Markets Government RIC Capped Index) のパフォーマンスへの一致を企図したインデックス投資手法を用います。本インデックスは、1年超の満期を有する、新興国の政府または政府関係発行体が発行する米ドル建て債券を含みます。本インデックスには、上限が設けられており、個別の発行体に対するエクスポージャーは最大 20% に限定され、本インデックスの 5% 以上を構成する発行体のエクスポージャーの合計値は、48% に限定されています。市場加重型として構成されている本インデックスが、20% または 48% の制限を越える場合、超過部分は、本インデックスの他の発行体の債券に再配分されます。</p> <p>ファンドは、主要なリスク要因およびその他の特性という点から、全体として完全なインデックスに近似する一定の範囲の証券を保有するという、インデックスのサンプリングにより投資を行います。ファンドの全ての投資対象は、サンプリング過程を通じて選択され、通常ではファンドの資産の少なくとも 80% がインデックスに含まれる債券に投資されます。ファンドは、インデックスのものと一致するドル加重平均満期 (dollar-weighted average maturity) を維持します。2020 年 10 月 31 日現在、インデックスのドル加重平均満期 (dollar-weighted average maturity) は 13.2 年でした。</p>
投資制限	<p>ファンドは、以下の基本的投資方針に従わなくてはなりません。基本的投資方針はファンドの受益証券の過半数にあたる受益者の承諾がなければ、いかなる方法によっても変更することはできません。かかる目的上、「過半数」の受益証券とは、ファンドの純資産の 50% 以上に相当する受益証券を有する受益者または委任状を有する代理人が出席した上でのファンドの純資産の 67% 以上の賛成投票を表象する受益証券、または ファンドの純資産の 50% 以上を表象する受益証券のいずれか少ない方をいいます。</p> <p>(i) 借入れ ファンドは、米国 1940 年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有する米国証券取引委員会 (SEC) もしくは他の規制当局により許可されている場合に限り、借入れを行うことができます。</p> <p>(ii) コモディティ ファンドは、米国 1940 年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有する SEC もしくは他の規制当局により許可されている場合に限り、コモディティへの投資を行うことができます。</p> <p>(iii) 同一業種への集中投資 ファンドは、目標とするインデックスの構成に近似させるために必要な場合を除いて、主要な事業活動が同一業種または同一業界の発行者の証券に投資を集中させてはなりません。</p> <p>(iv) 貸付け ファンドは、米国 1940 年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有する SEC もしくは他の規制当局により許可されている場合に限り、他の者への貸付けを行うことができます。</p> <p>(v) 不動産</p>

	<p>ファンドは、証券その他の金融商品を保有する結果として取得される場合を除き、不動産に直接投資することはできません。この制限は、ファンドが(1)不動産への投資、取引もしくは別の方法で不動産取引に携わる会社が発行する、または(2)不動産もしくは不動産の持分により裏付けられもしくは担保される、証券その他の金融商品に投資することを妨げません。</p> <p>(vi) 優先証券 ファンドは、米国 1940 年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有する SEC もしくは他の規制当局により許可されている場合を除き、優先証券を発行することはできません。</p> <p>(vii) 引受け ポートフォリオ証券の売買に関連し、ファンドが米国 1933 年証券法上の意味における引受会社とみなされる場合を除き、ファンドは他の発行者の証券の引受会社としての業務を行うことはできません。</p>
<p>分配方針</p>	<p>ファンドは、受益者に対して、純インカム所得(利息から費用を控除した額)および保有する資産の売却によって実現した短期または長期の純キャピタル・ゲインの実質的全額を分配します。ファンドは、時に、キャピタルリターン(元本の払戻し)として取り扱われる分配を行うこともあります。インカム分配は、通常毎月宣言され支払われます。キャピタル・ゲインの分配(もしあれば)は通常毎年 12 月に行われます。さらに、ファンドは、随時、追加的な分配を年度の一定時点で行うことがあります。</p>

(参考情報)

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均リターン(%)	5.2	3.8	6.5	1.0	1.5	0.7	0.9
最大値(%)	15.4	32.2	34.8	32.3	9.1	11.4	19.2
最小値(%)	-5.6	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1

* 2015年11月～2020年10月の5年間における年間騰落率（各月末時点）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

* 代表的な資産クラスを表す指数

日本株.....TOPIX（配当込み）

先進国株.....FTSE 先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株.....S&P 新興国総合指数

日本国債.....BBG パークレイズ E1 年超日本国債指数

先進国債.....FTSE 世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債.....FTSE 新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- (注2) ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- (注3) ファンドの年間騰落率は、表示通貨建てで計算され、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における上記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- (注5) ファンドと代表的な資産クラス間の年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- (注6) ファンドの分配金再投資受益証券1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率やトータルリターンとは異なる場合があります。
- (注7) ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

ファンドデータ

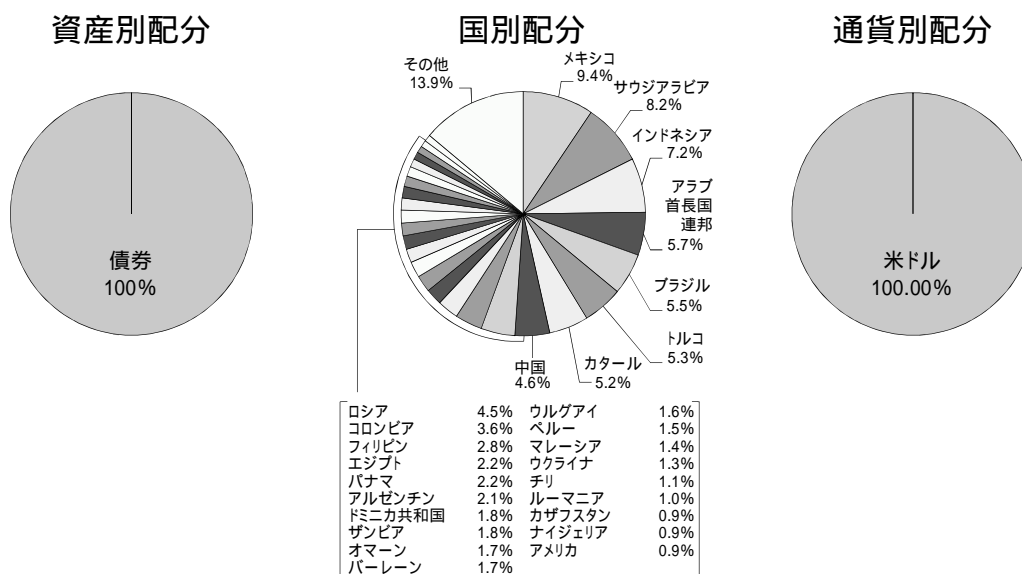
Vanguard Emerging Markets Government Bond Index Fund の組入資産の内容 (第8期末現在)

組入上位資産

(組入銘柄数：727 銘柄)

	銘柄	組入比率 (%)
1	Qatar Government International Bond, 4.817%, 03-14-2049	0.75
2	Qatar Government International Bond, 5.103%, 04-23-2048	0.72
3	Russian Foreign Bond - Eurobond, 5.250%, 06-23-2047	0.71
4	Saudi Government International Bond, 4.500%, 10-26-2046	0.68
5	Argentine Republic Government International Bond, 0.125%, 07-09-2035	0.59
6	Petroleos Mexicanos, 7.690%, 01-23-2050	0.58
7	Qatar Government International Bond, 4.400%, 04-16-2050	0.55
8	Argentine Republic Government International Bond, 0.125%, 07-09-2030	0.53
9	Saudi Government International Bond, 4.625%, 10-04-2047	0.49
10	KSA Sukuk Ltd., 3.628%, 04-20-2027	0.48

(注) 組入比率は、各組入銘柄の市場価格を Vanguard Emerging Markets Government Bond Index Fund の純資産総額で除して計算しています。



(注1) 上記の円グラフは、Vanguard Emerging Markets Government Bond Index Fund の組入資産の情報を示しています。

(注2) Vanguard Emerging Markets Government Bond Index Fund の組入銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書(全体版)に記載されています。

純資産等

第 8 期末	
1 口当たり純資産価格	78.01 米ドル
純資産総額	1,853 百万米ドル
発行済口数	23,756,269 口

ファンドの資本持分取引は以下のとおりです。

	2020 年 10 月 31 日に 終了した年度	
	(千米ドル)	(千口)
発行済み ^(注)	699,150	8,720
現金分配に代えて発行	.	.
買戻し	(304,221)	(4,100)
純増加(減少)額	394,929	4,620

(注) 2020会計年度中の662,000米ドルの購入手数料を含みます(Vanguard Emerging Markets Government Bond Index Fund全体)。